仕　　様　　書

１　業務の内容

三重県有地及び三重県管理地に放置された自動車に貼付するステッカー（三重県放置自動車事務処理要領に定める「警告書（第２号様式）」）を作成する。

２　ステッカーの形状

1. 寸　　法　　Ａ４サイズ（297mm×210mm）
2. 印字方法　　オフセット印刷　２色刷
3. 用紙形状　　乳白色塩化ビニール

弱粘着、再剥離（放置車両に貼付。風雨にさらされてもはがれない粘着性）

1. 加工方法　　背割れ１本

　　　　　　　　　 マットＰＰ

３　ステッカーの色彩及び作成枚数

警告書（第２号様式）　黄色に黒字　３００枚

４　印字文字

　　別紙のとおり

　※左肩の「第２号様式（第４条関係）」は印字しません。

　※頁番号は印字しません。

　※小文字等の禁則処理を行ってください。

　※文字データについては、電子データ（ワード）で提供します。

５　校正

　　文字校正　１回

６　梱包方法

　　50枚ごとに仕切りを入れ、梱包願います。

７　見本確認について

　　ご希望の場合は、事前に電話連絡のうえお越し下さい。

連絡先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課リサイクル推進班　　織部

電話　０５９－２２４－２３８５

８　特記事項等

1. 本調達にかかる印刷については、「みえ･グリーン購入基本方針」に基づく「平成31年度環境物品等の調達方針　３役務　印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第６条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月）　２２－２印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。）

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

グリーン購入法.net　<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

1. 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

1. 受注者が上記（２）のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
2. 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に１１０分の１００を掛けた額）とする。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
3. 見積書提出の依頼を受けた者は、見積書の提出を辞退することができる。その辞退したことをもって不利益な取り扱いを行うことはない。
4. 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
5. 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

（８）納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を入札（見積）価格に含むものとする。

（９）校正日程等については、担当課と連絡調整のうえ円滑に進めること。

（１０）その他詳細については、担当課と十分協議をすること。

第２号様式（第４条関係）

警　　告　　書

　この自動車の所有者等は、至急、この自動車を撤去するなど適正な措置をしてください。

　適正な措置をしない場合は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、三重県において処分等することがあります。この場合、所有者等に対し、三重県は処分等に要した費用を請求します。

　また、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで御連絡ください。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　三　重　県　知　事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　警察署長

　　連　絡　先

三重県生活環境の保全に関する条例（抜粋）

　（放置の禁止）

　第７７条　何人も、正当な理由なく自動車（道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）を放置（自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。以下同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

　（勧告及び命令）

　第８０条　知事は、第７８条第１項及び第２項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うことを命じることができる。

（罰則）

　第１１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金に処する。

４　第８０条第２項の規定による命令に違反した者